

平成29年12月6日

No.17-321

株式会社 伊予銀行

働き方改革に係る包括連携協定を締結します！

～愛媛労働局様と連携し、愛媛県内企業の働き方改革をサポート～

株式会社伊予銀行（頭取 大塚 岩男）は、愛媛労働局様（局長 濱本 和孝様）と「働き方改革に係る包括連携協定」を締結しましたので、下記のとおりお知らせします。

少子高齢化を伴う人口減少が加速するなか、企業の労働力確保は喫緊の課題であり、ワーク・ライフ・バランスの推進や柔軟な働き方の促進など「働きやすい会社」「働きたい会社」を目指す「働き方改革」への取組みが重要視されています。

このたび、愛媛労働局様と本協定を締結することで、愛媛の企業の「働き方改革」への取組みを連携して支援してまいります。

記

締結日

平成29年12月6日（水）

連携事項

- ・労働者の処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進、その他の働き方改革に関すること。
- ・雇用の促進及び安定に関すること。
- ・人材育成に関すること。
- ・多様な働き方に関すること。
- ・労働生産性の向上に関すること。
- ・愛媛労働局の施策のPRに関すること。
- ・その他本協定の目的に沿うこと。

以上